

宜 議 第 1 8 5 号
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

議 長
大 城 政 利 殿

総務常任委員会
委員長 平良 眞一

委員会審査結果について（報告）

第 4 1 4 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成 3 0 年 6 月 1 3 日	平成 3 0 年 6 月 1 3 日	議案第 4 0 号、議案第 4 1 号、議案第 4 2 号
平成 3 0 年 6 月 1 4 日	平成 3 0 年 6 月 1 4 日	議案第 4 0 号、陳情第 8 7 号、議案第 4 1 号、 議案第 4 2 号、陳情第 1 9 号、陳情第 3 0 号、 陳情第 3 5 号、陳情第 3 8 号、陳情第 4 0 号、 請願第 2 号
会議日数 2 日間		

審査事件一覧及びその結果

議案番	議案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第40号		平成30年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)	平成30年6月12日	平成30年6月14日	原案可決
議案第41号		宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について	平成30年6月12日	平成30年6月14日	原案可決
議案第42号		宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年6月12日	平成30年6月14日	原案可決
陳情第87号		固定資産税の課税ミスによる過徴収について	平成30年3月1日	平成30年6月14日	採択
請願第2号		沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願	平成29年9月12日	—	継続審査
陳情第19号		個人住民税(市町村民税)に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望	平成27年3月4日	—	継続審査
陳情第30号		外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	平成27年9月8日	—	継続審査
陳情第35号		監査委員の税理士登用方について	平成27年12月7日	—	継続審査
陳情第38号		「伊佐市営住宅跡地の有効利用について(再回答)」に対する陳情	平成28年3月2日	—	継続審査
陳情第40号		国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情	平成28年6月14日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成30年6月13日（水） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時24分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平 良 眞 一
委員	石 川 慶
委員	桃 原 功
委員	伊 波 一 男
委員	知 念 吉 男

副委員長	宮 城 克
委員	佐 喜 真 進
委員	上 地 安 之
委員	我 如 古 盛 英

○説明員（19名）

総務部次長	泉 川 幹 夫
税務課長	津 波 古 良 幸
税制係長	中 村 雄 高
マイナンバーカード 活用担当主幹	佐久本 嘉一郎
企画部次長	松 本 勝 利
財政課長	米 須 之 訓
市民経済部次長	伊 佐 英 明
市民課長	津 島 美 智 子
産業政策課長	新 垣 育 子
商工振興係長	安 次 富 弘 明

福祉推進部次長	真 喜 志 若 子
子育て支援課長	香 月 直 子
こども企画課長	普 天 間 朝 彦
生活福祉課長	玉 城 悟
指導部次長	崎 間 賢
指導課長	玉 城 健 蔵
消防次長	米 須 清 昌
警防課長	又 吉 清
（消）総務課長	伊 佐 隆 之

○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第40号 平成30年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

議案第42号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

第414回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

平成30年6月13日（水）第1日目

○平良眞一 委員長 総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第40号 平成30年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 消防債を起す理由を伺いたい。
- 企画部次長 我如古出張所の建て替えに伴うものである。一般施設補助整備事業債を活用予定であったが、より充当率が高く、交付税措置が適用される緊急防災・減災事業債を活用する。
- 桃原功 委員 財源の効果的活用のためと理解してよいか。
- 企画部次長 そのとおりである。
- 桃原功 委員 認可保育園創設事業費国庫補助金返還金について、認可保育園の事情により、太陽光発電設備の購入を断念したため返還金が生じたと伺ったが、園に対し、相談等は行わなかったのか。
- 福祉推進部次長 維持費等の問題で設置を見送ったと伺っている。同設備の設置はあくまでも園の申し出に基づくものである。
- こども企画課長 設置に当たっては、国に4分の3、市に8分の1、事業所に8分の1の負担が生じるほか、維持費についても事業所の負担となる。
- 桃原功 委員 公共施設における太陽光発電設備の設置状況を伺いたい。
- 総務部次長 本庁舎には設置されているが、うなばら保育所や宜野湾保育所には設置されていない。今後のあり方については、企画部と協議してまいりたい。
- 桃原功 委員 生活保護基準の見直しの内容について伺いたい。
- 福祉推進部次長 児童養育加算については、現行では3歳未満は1万5,000円、中学生までは1万円であるが、見直し後は高校生までの子に対して一律1万円を加算する。母子加算については、子が1人である場合、現行では平均月額約2万1,000円であるが、見直し後は平均月額1万7,000円を加算となる。しかし、あくまで母子2人世帯の場合であり、子供の人数によって加算額が変わるため、全ての世帯が減額となるわけではない。
- 桃原功 委員 今回の補正は、加算額の変動によるものと理解してよいか。

- 福祉推進部次長 生活保護基準の見直しに係るシステム変更によるものである。
- 桃原功 委員 今後、加算額の変動に伴う補正がなされると理解してよいか。
- 福祉推進部次長 ことし10月から基準の見直しが行われるが、減額幅は現行基準の5%以内にとどめることとなっている。
- 桃原功 委員 減額が及ぼす本市の対象世帯への影響について伺いたい。
- 福祉推進部次長 児童養育加算や母子加算については、世帯の状況によって現在よりも多く支給される場合もあり、影響額は不明である。
- 桃原功 委員 児童養育加算及び母子加算の両方が減額される世帯はどのくらいあるのか伺いたい。
- 生活福祉課長 母子加算については、平成30年6月11日時点において、子供が2人以内の世帯、115世帯が何らかの影響を受けると考えるが、生活扶助の全体的な基準も上がるため、一概に現在より減額となるとは言えない。
- 桃原功 委員 3歳未満の子供が2人いる世帯の場合、児童療育加算及び母子加算の見直しにより1万8,000円が減額となると考えるが、救済措置はないのか。
- 生活福祉課長 生活扶助の全体の基準見直しにおいては、世帯への影響を十分配慮することとなっている。
- 福祉推進部次長 母子加算について、地域や子供の数によって変動があるが、子供が2人以上の場合の加算額は増額となっており、多子世帯においては現行より加算額は高くなっている。
- 桃原功 委員 減額される世帯に対する救済措置はないのか。
- 福祉推進部次長 急な減額とならないよう、3年間にわたって段階的に見直しを行うこととなっている。
- 知念吉男 委員 全体的に見れば保護基準は引き下げられると理解してよいか。
- 福祉推進部次長 そのとおりである。
- 知念吉男 委員 システム改修に係る費用は、補助の対象とはならないのか。
- 福祉推進部次長 基本的には国から2分の1の補助を受けられるが、平成31年1月に新システムへの移行も予定していることから、補助対象について国と調整を行っているところである。
- 上地安之 委員 里道の売り払いについて、常に受け付けを行っているのか。
- 総務部次長 当該里道が機能していないか土木課に確認を取り、用途廃止手続きを経た上で売払いを行っている。
- 上地安之 委員 通年で売り払いに対応していると理解してよいか。
- 総務部次長 家屋や駐車場の改修等の際に里道であることが判明し、申請するケースが多いが、市から積極的に里道の売り払いを案内していることはない。
- 上地安之 委員 今回の補正に係る売り払い契約はいつ結ばれたのか。
- 総務部次長 平成30年4月20日である。

- 上地安之 委員 契約金はすべて市が収入すると理解してよいか。
- 総務部次長 そのとおりである。
- 上地安之 委員 消防債について、平成30年度の当初予算を編成する段階で緊急防災・減災事業債を適用することはできなかったのか。
- 消防次長 緊急防災・減災事業債については、防災、減災対策が緊急に必要な事業に対して適用される。当初は平成29年度で終了する予定であり、平成30年度の予算編成の時期に間に合わなかったためである。
- 上地安之 委員 当該事業債が延長されることが公表されたのはいつか。
- 消防次長 平成29年2月に決定された。
- 上地安之 委員 平成30年の予算編成に間に合うのではないか。
- 消防総務課長 当該事業債を適用するためには、耐震診断により早急に耐震化を行う必要があると認められることが条件であり、平成30年3月に診断結果が出たため、当初予算の計上には間に合わなかった経緯がある。
- 上地安之 委員 緊急防災・減災事業債の充当率及び交付税算入率を伺いたい。
- 企画部次長 起債充当率は100%であり、交付税算入率は70%である。
- 上地安之 委員 生活保護適正化事業について、システム改修を行うとのことだが、補助の充当がない理由を伺いたい。
- 福祉推進部次長 当該システムの改修については、国から2分の1の補助を受けられるが、平成31年1月に新システムへの移行も予定しており、改修した現システムの利用期間が短くなることから、補助対象をどちらのシステム改修に適用するかについて国と調整を行っているところである。
- 上地安之 委員 生活保護適正化等事業の補助率について伺いたい。
- 福祉推進部次長 4分の3である。
- 上地安之 委員 当該事業の概要について伺いたい。
- 福祉推進部次長 地域の支えを必要とする世帯に対して、自立支援プログラムの策定や就労に向けた支援を提供するものである。
- 上地安之 委員 当該事業の概要及び予算の内訳等の資料をいただきたい。
- 福祉推進部次長 提供してまいりたい。
- 上地安之 委員 当該事業の補助率は4分の3とのことだが、歳入のどこに記載されているのか。
- 財政課長 事業自体の補助率は4分の3であり、当初予算には計上しているが、補正予算には表れない。補正予算に係るものはシステム改修に係る委託料であり、補助率は2分の1である。現行システムの改修、新システムのどちらが補助対象となるかについては、国と調整を行っているところであり、歳入が確定していないため、今回の補正予算では歳入として計上していない。
- 上地安之 委員 補助が受けられない中で歳出を計上することができるのか。

- 福祉推進部次長 新システムへの移行がなければ現行システムの改修について 2分の1の補助を受けられるが、改修した現行システムを平成30年10月から運用し、平成31年1月に新システムを運用することとなるため、現行システムの利用期間が短いことから、どちらを補助対象とするかについて国と調整を行っているところである。
- 上地安之 委員 生活保護適正化事業の補助金の一部をシステム改修に充当するということか。
- 福祉推進部次長 当該事業の補助金は、当初予算に計上しており、4分の3の補助率である。今回の補正予算に係るものとしては、生活保護基準が平成30年10月から見直しとなることに伴い、システム改修が必要となることから委託料を計上している。

○平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前10時58分）

○平良眞一 委員長 再開いたします。（午前11時10分）

- 我如古盛英 委員 土地売り払い収入について、当該里道の売却に当たり、周辺の地権者から同意は得ているのか。
- 総務部次長 同意書を作成した上で手続きを行っている。
- 我如古盛英 委員 里道の売払い収入は、里道の整備に充てるべきと考えるが、整備を行う計画はないのか。
- 総務部次長 公共施設等整備基金に積み立てを行っている。現在のところ、里道を整備する予定はない。
- 我如古盛英 委員 里道の維持・管理はどのように行っているのか。
- 総務部次長 担当課に確認してまいりたい。
- 我如古盛英 委員 ぜひ、里道の整備をしていただきたい。

生活保護適正化事業の見直しは、3年間にわたって段階的に行われるとのことだが、そのたびにシステム改修を行うのか。

- 福祉推進部次長 新システムにおいて、段階的な見直しに対応できるようにしてまいりたい。
- 我如古盛英 委員 システム改修費に係る補助率はこれから決まるのか。
- 福祉推進部次長 補助率は2分の1で確定している。基準の見直しに合わせ、平成30年10月から改修した現行システムを運用するが、平成31年1月には新システムを導入することとなっており、改修した現行システムの利用期間が短いことから、国としては短期間の運用については基本的に補助対象とはならないとの見解も伺っており、新システム移行の際に、基準見直しのあった部分に係る改修費について、補助対象として扱えないか調整を行っている。

- 我如古盛英 委員 平成31年1月に全庁的なシステム改修があるのか。
- 生活福祉課長 生活保護基幹システムを新システムに切り替えるものである。
- 我如古盛英 委員 平成30年10月～平成31年1月までに対応するような限定的な改修を行うことで費用を抑えることができるのではないか。
- 生活福祉課長 平成31年1月に運用する新システムにおいても、現行システムと並行してテスト運転を行う必要があり、一定の準備期間が必要である。
- 伊波一男 委員 文部科学省指定校事業について伺いたい。
- 指導部次長 学習指導要領の改正により、道徳が教科化されたことに伴い、研究指定校の公募が行われ、これまで道徳の校内研究を行っていた経緯から宜野湾小学校を選定し、応募したところ、県内では当該小学校を含む7校が指定校に認定された。これにより、2年間同事業を行うこととなり、今年度は授業内容の研究や先進地視察、外部講師による講義などを行い、次年度は研究成果の発表等を行う予定である。
- 伊波一男 委員 同事業は教員に対する研修と理解してよいか。
- 指導部次長 そのとおりである。
- 伊波一男 委員 市内の他の学校では実施されないのか。
- 指導部次長 現在のところ、計画はない。
- 伊波一男 委員 研究の成果を他校にもフィードバックする必要があると考えるが、どのように行うのか。
- 指導部次長 公開授業等も行う予定であり、他校の教員とも成果を共有できるものとする。
- 桃原功 委員 いつから道徳が教科化されるのか。
- 指導部次長 平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で教科化される。
- 桃原功 委員 成績はどのように評価するのか。
- 指導課長 数値ではなく、児童生徒がどのように成長したかを記述式によって判断するものである。
- 桃原功 委員 どういう目的で教科化が行われたのか。
- 指導課長 評価については、担任だけではなく、横断的に学校の教育活動を通して行われるが、文科省から基準は示されていない。
- 桃原功 委員 道徳は成績表では評価を付けないと理解してよいか。
- 指導課長 そのとおりである。
- 桃原功 委員 当該事業に係る資料をいただきたい。
- 指導部次長 関係資料を提出してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- 平良眞一 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。
その間休憩いたします。(午前11時41分)

*** 午後の会議 ***

- 平良眞一 委員長 再開いたします。(午後2時00分)
これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第41号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 条例改正に伴う市民への影響について伺いたい。
- 税務課長 給与所得控除の見直しについては、控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられる。平成29年度の課税状況調べを基に試算すると、給与収入が1,000万円を超える655名に差額25万円を乗じた影響額は925万円となる。
- 桃原功 委員 市民一人当たりの影響額と理解してよいか。
- 税務課長 市全体の影響額の概算である。また、給与所得控除上限となる給与収入について、現行では1,000万円であるが、見直し後は850万円に引き下げられる。平成29年度の課税状況調べに基づいて試算した場合、対象となる納税義務者1,928名に税率を乗じた影響額は2,892万円となる。
- 公的年金等控除の見直しについては、公的年金等収入が1,000万円を超える方が対象となるが、500万円を超える納税義務者のデータしかないため、正確な試算ができない。参考値としては、500万円を超える納税義務者は10名である。
- 基礎控除の見直しに伴う影響額は1,380万円、給与所得以外の所得のある納税義務者で、基礎控除の引き上げによって減税となる方の影響額は4,140万円程度であり、トータルでは1,000万円程度の増を見込んでいる。
- 桃原功 委員 概ね増税と理解してよいか。
- 税務課長 給与収入850万円以下の方は、給与所得控除・公的年金等控除が10万円減額されるが、基礎控除も10万円の増額されるため、課税標準額に影響はない。
- 桃原功 委員 国や県から周知に関するポスター等は発行されているのか。
- 税務課長 国がパンフレットを作成している。
- 桃原功 委員 市民にはどのように周知するのか。
- 税務課長 市報やホームページ等に掲載して周知してまいりたい。

- 桃原功 委員** 給与収入850万円以下の方とは、世帯ではなく個人の収入か。
- 税務課長** そのとおりである。
- 知念吉男 委員** 平成30年度地方税制改正の趣旨を伺いたい。
- 税務課長** 働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、地方のたばこ税の税率引き上げ等の見直し、法人住民税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設等を行う必要があることから行われたと伺っている。
- 知念吉男 委員** たばこ税も引き上げられるのか。
- 税務課長** そのとおりである。
- 知念吉男 委員** 市民税に関し、市民への影響はないのか。
- 税務課長** 850万円を超える給与収入がある方や公的年金等収入が1,000万円を超える方などについては、影響がある。
自営業など、その他所得のある方については、基礎控除が10万円増額されることから、減税となる。
- 知念吉男 委員** 給与収入が1,000万円を超える市民は何名いるのか。
- 税務課長** 平成29年度の課税状況調べによると、655名である。
- 知念吉男 委員** 655名が一律に影響を受けるのか。
- 税務課長** 基礎控除の見直しにより、合計所得金額が2,400万円を超える方については、控除額が逡減・消失する仕組みとなる。
- 上地安之 委員** 働き方改革と税制改正の関連性について伺いたい。また、影響額は所得税、住民税のどちらに関するものか。
- 税務課長** 多様な働き方を応援するため、給与所得控除や年金等所得控除の一部を基礎控除に振り替えるほか、基礎控除が生活保障としての意味合いが強いことから、高所得者への基礎控除を逡減・消失する仕組みとなっている。影響額については、住民税に関するものである。
- 上地安之 委員** 沖縄県と内地では収入に格差があるが、他都道府県の高所得者から税収を得る仕組みとなっているのか。
- 税務課長** 基礎控除について、生活保障的な意味合いが強いことなどから高所得者への適用について指摘があり、給与所得控除や公的年金等控除が実態以上に大きいのではないかとの指摘もあったため改正するものと伺っている。
- 上地安之 委員** 住民税への影響について伺いたい。
- 税務課長** 平成29年度の課税状況調べによると、増税額は5,190万円余で、減税額は4,100万円余となる。トータルでは1,050万円程度の増となる見込みである。
- 上地安之 委員** 企業の設備投資に関し、固定資産税の償却資産に係る軽減を行うことができるかと伺ったが、減収分はどのように補填されるのか。
- 市民経済部次長** 減収分の75%は地方交付税で補填されることとなっている。

- 上地安之 委員 新規の設備投資に対するものと理解してよいか。
- 市民経済部次長 そのとおりである。
- 上地安之 委員 企業に対する設備投資をどのように促進していくのか。
- 市民経済部次長 本市は、固定資産税（償却資産）に係る軽減をゼロに設定する。これにより、企業等がものづくり補助金等を優先的に獲得しやすくなる。
- 上地安之 委員 企業活動の促進や雇用の創出につながると思う。ぜひ、進めていただきたい。また、たばこ税は平成30年10月1日から増税となるのか。
- 税務課長 そのとおりである。
- 上地安之 委員 紙巻きたばこ及び加熱式たばこの増税について伺いたい。
- 税務課長 紙巻きたばこについては、1箱当たり20円を3年間段階的に引き上げていく。加熱式たばこの増税額は明示されていない。
- 上地安之 委員 加熱式たばこの増税額について伺いたい。
- 税務課長 重量と価格を紙巻きたばこの本数に加算する方式に見直されることは決定しているが、増税額は明示されていない。一部報道によると、紙巻きたばこの7割～9割程度ではないかとの情報はあつた。
- 上地安之 委員 7割～9割と見立てた場合、3年後は1箱いくらになるのか。
- 税務課長 700円程度ではないかと思われるが、正確に試算することはできない。
- 上地安之 委員 増収したたばこ税はどのように配分されるのか。
- 税務課長 これまで同様に、国と地方で等分することとなり、地方分の7.02%を県が、残りの42.98%が市に配分される。
- 上地安之 委員 現在のたばこ税収入はどのくらいか。また、制度見直しに伴う市の増収はどのくらいになる見込みか。
- 税務課長 平成29年度は6億9,000万円程度である。増収分については試算していないため、不明である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午後2時50分）
- 平良眞一 委員長 再開いたします。（午後2時55分）

【議題】

議案第42号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 桃原功 委員** マイナンバーカードはゼロ歳から持てるのか。
- 総務部次長** そのとおりである。
- 桃原功 委員** 今後は、国民年金の免除申請等がマイナンバーカードを必要とするとして理解してよいか。
- 総務部次長** 外国人生活保護受給者の国民年金の保険料免除に関する事務について、庁内連携を行うための改正である。
- マイナンバーカード活用担当主幹** 外国人生活保護受給者の国民年金保険料免除に係る事務については、平成30年3月4日以前までは、担当課が生活福祉課から外国人に係る保護（措置）決定通知書を受け取っていたが、個人番号の利用開始に伴い、当該書類が特定個人情報に位置付けられたため、条例で定めなければ庁内連携を行うことができなくなったため、改正を行うものである。
- 桃原功 委員** 該当者は何名いるのか。
- 市民課長** 現在、21名の外国人が生活保護を受給しており、そのうち20歳～60歳の受給者は8名である。
- 桃原功 委員** 日本人の生活保護受給者の情報連携は可能なのか。
- マイナンバーカード活用担当主幹** 日本国籍の生活保護受給者の情報連携については、法律で既に規定されているため、現在でも可能である。
- 桃原功 委員** 県外在住の子の年金の免除申請を親が代理で行う場合、マイナンバーカードがなければ申請できないのか。
- 市民課長** マイナンバーカード通知カードや年金番号でも申請可能であるが、本人確認書類は必要である。
- 桃原功 委員** マイナンバーが付されていない方もいるのか。
- 市民課長** 国内に住民登録されていない方である。
- 桃原功 委員** 提案理由には「国民年金保険料の免除に関する事務において」とあるが、今後は当該事務においてマイナンバーカードの提示が必要となるのか。
- マイナンバーカード活用担当主幹** 平成28年1月から諸手続きにおいてマイナンバーの記載が必要となったが、通知カードを紛失した等の場合において、最終的には事務方の職権で調査することも可能である。
- 桃原功 委員** マイナンバーカードがなければ申請できないのか。
- 市民課長** マイナンバーカードがなくても申請可能である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 平良眞一 委員長** 本日の委員会を散会いたします。

(散会時刻 午後3時24分)

総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成30年6月14日（木） 2日目

午前10時00分 開議

午前11時36分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	平 良 眞 一
委員	石 川 慶
委員	桃 原 功
委員	伊 波 一 男
委員	知 念 吉 男

副委員長	宮 城 克
委員	佐 喜 真 進
委員	上 地 安 之
委員	我 如 古 盛 英

○説明員（14名）

総務部次長	泉 川 幹 夫
税務課長	津 波 古 良 幸
土地係長	仲 松 剛
企画部次長	松 本 勝 利
財政課長	米 須 之 訓
福祉推進部次長	真 喜 志 若 子
子育て支援課長	香 月 直 子

こども企画課長	普 天 間 朝 彦
生活福祉課長	玉 城 悟
指導部次長	崎 間 賢
指導課長	玉 城 健 蔵
消防次長	米 須 清 昌
警防課長	又 吉 清
(消)総務課長	伊 佐 隆 之

○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第40号 平成29年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

陳情第87号 固定資産税の課税ミスによる過徴収の返還について

議案第41号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

議案第42号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

【閉会中の継続審査】

請願第2号 沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願

陳情第19号 個人住民税（市町村民税）に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望

陳情第30号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

陳情第35号 監査委員の税理士登用方について

陳情第38号 「伊佐市営住宅跡地の有効利用について（再回答）」に対する陳情

陳情第40号 国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情

第414回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

平成30年6月14日（木）第2日目

- 平良眞一 委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第40号 平成30年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 文部科学省指定校事業の視察先について伺いたい。
- 指導部次長 宮城県の白石市立大鷹沢小学校を視察予定である。同小学校は、国立教育政策研究所の指定に基づき、道德教育の研究を行っており、ことし11月に実施される公開授業の視察を予定している。
- 桃原功 委員 視察者について伺いたい。
- 指導部次長 宜野湾小学校の教員を予定している。
- 桃原功 委員 他校の教員は研修を受けずに教科を教えることにならないか。
- 指導課長 2年前から教育委員会において、校長、教頭、道德推進教師に対して研修会を実施している。
- 桃原功 委員 道德の教科化によって、恣意的な教育が行われる懸念がある。また、道德の教科化以上に沖縄の歴史や沖縄戦についてしっかり教育することに重点をおいて取り組んでいただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前10時10分）
- 平良眞一 委員長 再開いたします。（午前10時21分）

【議題】

陳情第87号 固定資産税の課税ミスによる過徴収の返還について

～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 課税ミスが起こった原因について伺いたい。
- 税務課長 当時は手作業で計算を行っていたためと考える。
- 桃原功 委員 資料には平成29年の欄に過徴収4件との記載があるが、この時期に発覚した事案が4件と理解してよいか。
- 税務課長 そのとおりである。
- 桃原功 委員 発覚した経緯について伺いたい。
- 税務課長 窓口での説明や税額の変更を行うなどの際に発覚した。
- 桃原功 委員 まだ発覚していない事案もあるのか。
- 税務課長 現在調査中である。
- 桃原功 委員 本件のことが原因で調査を開始したのか。
- 税務課長 そのとおりである。
- 桃原功 委員 算定ミスが起こった要因について伺いたい。
- 税務課長 単純に算定を誤ったケースや、雑種地であった場所に住宅が建築された際、本来であれば住宅特例に関する制度を適用すべきであったが、適用しなかったケースなどがある。
- 桃原功 委員 裁判等により救済された事例はないのか。
- 税務課長 国家賠償法に基づく提訴は20年分までとなっている。同様の事例については、納税通知書や明細を毎年送付していることや、それに対する申し出期間も設けられていることから、納税義務者に3割、行政に7割の過失を認めた判例がある。
- 桃原功 委員 国税に関する事例か。
- 税務課長 固定資産税に関する事例に国家賠償法を適用したものである。
- 桃原功 委員 陳情書によると、陳情者は11年分の返金を受けたとあるが、国家賠償法に基づく訴訟を起こした場合、9年分の返金を受けることは可能か。
- 税務課長 裁判になればその可能性はあると考える。
- 桃原功 委員 陳情者に訴訟に関する情報提供は行わなかったのか。
- 税務課長 積極的に案内を行ったことはない。
- 桃原功 委員 救済措置を検討しているか。
- 税務課長 本市の要綱は県内他市と比較しても標準以上である。要綱の改正については、他市の状況や財政等の観点から引き続き調査・研究してまいりたい。
- 桃原功 委員 要綱が最後に改正された時期と内容について伺いたい。
- 税務課長 平成25年であるが、改正内容は不明である。
- 知念吉男 委員 小規模住宅用地特例はいつから適用されるべきだったのか。
- 税務課長 本件においては、住宅が建築された時から適用されるべきであった。
- 知念吉男 委員 納税通知書を送付する際に明細書を付しているのか。
- 税務課長 現在は明細書を付して送付しているが、当時もそのように対応して

いたかは不明である。

- 知念吉男 委員 陳情者の住宅はいつ建築されたのか。
- 税務課長 陳情書から推察すると、平成3年ごろと思われる。
- 知念吉男 委員 当時は明細を付していなかったのか。
- 税務課長 いつから明細を付していたかについて調査してまいりたい。
- 知念吉男 委員 行政による固定資産税の算定ミスが原因であり、陳情者は経済的に厳しい状況の中で大変な思いをしている。ぜひ、救済に関する特例を検討していただきたい。
- 伊波一男 委員 住宅の建築時期は他の部署に保管されている書類でも把握できるのではないか。どのようにすれば返還できるかという観点から検討を開始すべきである。今後はどのように対処するのか伺いたい。
- 税務課長 行政としても返還したいが、課税台帳がないため、税額が把握できず、いくら返還すべきかが最大の問題である。課題の解決に向け、今後も継続して調査・研究してまいりたい。
- 伊波一男 委員 納税通知書を保管していれば返還できたのか。
- 税務課長 納税通知書を基に税額が算定できれば返還可能と考える。
- 伊波一男 委員 同時期に建築された住宅を目安に算定できないのか。そのような事例を積極的に見つける努力をしていただきたい。本件については、陳情者だけの問題ではなく、調査によってさらに該当者が見つかる可能性もあると考える。今後の対応のためにも、解決策を示していく必要がある。
- 上地安之 委員 課税台帳が保存されている10年分は納税通知書がなくても返還可能と考えるが、陳情書には11年分返還されたとの記載がある。1年分については、陳情者が納税通知書を所有していたため返還できたのか。
- 税務課長 課税台帳が1年分残っていたため、返還した。
- 上地安之 委員 陳情書が議会に提出された後、陳情者は税務課の窓口へ訪れたか。その際はどのような協議を行ったのか。
- 税務課長 陳情提出後は窓口へは来られていない。
- 上地安之 委員 他市において納税義務者が救済された事例はないのか。
- 税務課長 要綱の範囲内での対応を行った事例しか確認できていない。
- 上地安之 委員 他市も本市と同様の要綱内容であると理解してよいか。
- 税務課長 県内他市においては同様である。
- 我如古盛英 委員 地価やその他の情報から固定資産税額を推測し、算定することはできないのか。また、その努力をすべきではないか。
- 税務課長 課税台帳がなければ正確な税額が把握できない。
- 我如古盛英 委員 公示価格等によっても税額は変化するのか。
- 税務課長 そのとおりである。また、家屋の形状や面積、間口の広さなどによ

ってもさまざまである。

- 我如古盛英 委員 正確な税額が算定できない場合でも、標準的な税額を算定して適用するなど、救済措置を設けることはできないのか。
- 税務課長 今後、調査・研究させていただきたい。
- 知念吉男 委員 過誤納付があったことは事実である。庁議で検討するなど、市民を救済することを念頭に取り組んでいただきたい。
- 総務部次長 上層部にも確認しながら対応を検討してまいりたい。
- 上地安之 委員 陳情書は市長部局にも提出されているのか。
- 税務課長 陳情書という形式では提出されていない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 04 分）
 - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午前 11 時 10 分）
-

【議題】

議案第 41 号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】 なし

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

【議題】

議案第 42 号 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】 なし

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

- 平良眞一 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 11 分）
 - 平良眞一 委員長 再開いたします。（午前 11 時 25 分）
-

【議題】

陳情第 87 号 固定資産税の課税ミスによる過徴収の返還について

～議員間討議～

- 伊波一男 委員 本件は、陳情者以外にも同様に被害を被っている市民がおり、市当局に対し、救済措置を求めるためにも採択すべきものとする。
- 知念吉男 委員 要綱を改正するとともに、救済措置を設けるべきであり、採択すべきものである。
- 上地安之 委員 陳情者の立場から見ると、返還すべきものであることは明白である。しかし、課税台帳がなく、正確な税額が把握できない状況の中で法律上のどのような根拠に基づいて返還額を算定するか等の課題もあると考える。
- 知念吉男 委員 上地委員の指摘も理解できるが、市当局に課題解決を促し、救済措置を求めるためにも採択すべきものとする。
- 桃原功 委員 要綱の改正や救済措置を設けるべきである。課題解決に向けては、市当局がしっかりと検討する必要がある、当該返還に係る予算等の審議の際には議会も取り組むべきと考える。
- 伊波一男 委員 陳情書が提出されなければ発覚しなかったおそれもある。重要な市民の声として、採択に向けて検討すべきものである。
- 我如古盛英 委員 陳情者にとっては、議会が最後の砦である。市当局も対応を検討するとの答弁を行っており、本陳情は採択すべきと考える。

【質疑終結】

【討論】なし

【審査結果】

全会一致で採択すべきものとする。

【議題】

- 請願第 2 号 沖縄県主催による国民保護計画に基づく避難訓練の実施訓練を求める請願
- 陳情第 19 号 個人住民税（市町村民税）に係る特定寄付金対象施設の指定に関する要望
- 陳情第 30 号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 35 号 監査委員の税理士登用方について
- 陳情第 38 号 「伊佐市営住宅跡地の有効利用について（再回答）」に対する陳情

陳情第40号 国連の「沖縄県民は先住民族」という勧告の撤回を求める陳情

【審査結果】

上記6件について、閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ることに決定。

○平良眞一 委員長 本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時36分)